

高齢者外出支援タクシー利用券の交付申請を受け付けています。

タクシー利用券の交付の対象者 **重要**

次の全てに該当する人が対象者です。

- 市内に住所を有し、在宅で生活する70歳以上の人
- 「運転免許(※1)を保有していない人」又は「運転免許は保有しているが、自動車を所有せず、かつ、使用していない人」
- 次の交付の要件の(1)から(3)までのいずれかに該当する人
『高齢者外出支援タクシー利用券の該当者チェックフローチャート』(2ページに掲載)を利用して自分が該当するかどうかよく確認をして申請してください。

(注意) ・障害者(児)施策の福祉タクシー料金助成事業の対象者は除きます。
・介護サービス施設等への施設入所者は除きます。

交付の要件 **重要**

- (1)同居等の親族(※2)がいない70歳以上の人
- (2)同居等の親族はいるが、親族による外出支援を受けられない70歳以上の人(同居等の親族が次のいずれかに該当する場合)
- 同居等の親族が運転免許を保有していない場合
 - 同居等の親族が運転免許は保有しているが、自動車を所有せず、かつ、使用していない場合
 - 同居等の親族が日中仕事等をしている場合
 - ・ 仕事の場合・・・同居等の親族が週5日以上仕事をしていること
申請時に就労証明書(自営業の人は就労申立書)が必要です。
※ 様式は、本庁高齢福祉課、西那須野支所市民福祉課、塩原支所総務福祉課、箒根出張所の窓口にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。
 - ・ 入院の場合・・・同居等の親族が3箇月以上の長期入院見込みであること
申請時に診断書(写)が必要です。
 - ・ 入所の場合・・・同居等の親族が3箇月以上の長期入所見込みであること
申請時に入所契約書(写)が必要です。
- (3)同居等の親族による外出支援を受けることが困難な70歳以上の人(同居等の親族が次のいずれかに該当する場合)
- 同居等の親族が障害者(児)施策の福祉タクシー料金助成事業の対象者である場合
申請時に身体障害者手帳等(写)が必要です。
 - 同居等の親族が認知症と診断されている場合
申請時に診断書(写)が必要です。

(注意)

同居等の親族が複数いる人は、全員が(2)又は(3)に該当する場合に対象となります。

※1 運転免許とは

普通免許、中型免許、大型免許をいいます。

※2 同居等の親族とは

同居等の親族とは、同一の家屋又は同一の敷地若しくは隣接敷地に居住する配偶者、子、子の配偶者、孫又は孫の配偶者とします。

タクシー利用券の内容等

(1) タクシー利用券とは

タクシーを利用するとき、1枚につき500円相当額の支払いに代えることのできる券です。

(2) 交付枚数 **(注: 交付は年度内1回のみ)**

交付枚数は、下表のとおり申請月によって変わります。

| 申請月 | 交付枚数 | 申請月 | 交付枚数 |
|-----|------|-----|------|
| 4月 | 70枚 | 10月 | 35枚 |
| 5月 | 65枚 | 11月 | 30枚 |
| 6月 | 59枚 | 12月 | 24枚 |
| 7月 | 53枚 | 1月 | 18枚 |
| 8月 | 47枚 | 2月 | 12枚 |
| 9月 | 41枚 | 3月 | 6枚 |

※ タクシー利用券は、世帯単位で交付します。

※ 紛失、汚損、破損等をしてしても再交付、追加交付は行いません。

高齢者外出支援タクシー利用券の該当者チェックフローチャート



